

令和3年 11月 16日

斎場利用者各位

小田原市斎場の利用抑制の一部緩和について

標記について、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、施設利用について利用者に一定の制限をお願いしておりましたが、令和3年9月30日付けの緊急事態宣言の解除を受け、同年10月2日(土)より小田原市斎場の利用抑制を一部緩和しておりましたが、この度、11月16日(火)よりさらに緩和することとなりましたので、内容については別紙をご覧ください。なお、不明な点がございましたら斎場までご連絡をお願い致します。

何卒、ご協力の程宜しくお願い致します。

小田原市斎場

場長 竹本健夫

TEL:0465-34-4909

FAX:0465-34-4915

新型コロナウイルス感染症に係る小田原市斎場利用抑制一部緩和内容

項目	令和3年11月15日まで	令和3年11月16日から
(1) 人数の制限 について	各葬家の会葬人数は、引き続き最小限の人数とし、最大でも待合室1部屋当たり20人以下（2部屋を上限とする。2部屋利用の場合は40人以下）としていただくよう、お願い致します。	【一部緩和】 各葬家の会葬人数は、引き続き最小限の人数とし、最大でも待合室1部屋当たり <u>30人以下</u> （2部屋を上限とする。2部屋利用の場合は <u>60人以下</u> ）としていただくよう、お願い致します。
(2) 発熱等症状 のある方等 の来場につ いて	過去2週間以内に発熱や咳の症状のある方、感染拡大している地域や国への訪問歴がある方、感染者と濃厚接触した方（感染予防措置を講じずに発症の2日前から1メートル以内で15分以上接触した人）は、来場を御遠慮ください。	【継続】
(3) 場内での 飲食等につ いて	飲食することを可能としますが、次のことに御留意ください。 ・対面せず十分に距離を保ってください。 ・各席に個別に配膳されるものに限ってください。 ・「売店での酒類提供」及び「斎場内への酒類の持ち込み」可	飲食することを可能としますが、待合室内に限りませう。また、待合室での会食は感染リスクがあることを十分にご理解いただき、マスク飲食の徹底をお願いします。 ・各席に個別に配膳されるものに限ってください。
(4) 茶器の使用 について	茶器の使用を停止します。	【継続】
(5) 待合室内で の配席につ いて	会葬者同士の距離が十分に確保できるよう、間隔を空けて利用してください。	間隔を空けて配置します。
(6) 待合ホール 等について	次の共用スペースの利用を一時停止します。 ・待合ホール（一部開放中） ・待合スペース ・キッズスペース	【継続】 ※待合ホールはレイアウトを変更して開放します。